

5 競技役員等養成業務（冬季大会）

県、会場地市町村及び県競技団体は、密接な連携のもと、各競技会の円滑な競技運営を図るため、「競技役員等養成基本方針」及び「競技役員等養成基本計画」に基づき、できる限り県内の競技役員を充てることを目標に、計画的に競技役員等の養成を行う。

1 業務の概要

| 業務名 | 内 容 | 中央競技団体 | 県 | 会場地市町村 | 県競技団体 |
|------------------|---|--------|---|--------|-------|
| 審判員、運営員、競技補助員の養成 | ① 審判員及び運営員の養成 ア 中央講習会等への派遣 県競技団体は、各競技会に必要な審判員等の資格取得、資格維持並びに審判技術及び資質の向上を図るため、必要と認められる者を中央及びブロック競技団体が主催する講習会、大会等へ派遣して養成する。 イ 県内講習会等の開催 県競技団体は、審判員等の資格取得、資格維持並びに審判技術及び資質の向上を図るため、県内において講習会を開催して養成する。 ② 競技補助員の養成 県競技団体は、競技役員（審判員・運営員）の補助に携わる者を、県内講習会等を開催して養成する。 | | | | ◎ |
| 競技会係員、競技会補助員の養成 | ① 競技会係員の養成 会場地市町村は、各競技会の宿泊・輸送等の運営に携わる者を、必要に応じて大会運営等の講習会を開催して養成する。 ② 競技会補助員の養成 会場地市町村は、競技会係員の補助に携わる者を、必要に応じて大会運営等の講習会を開催して養成する。 | | | ◎ | |

<参考>

競技役員等の分類及び事業主体等

| 種類 | | 定義 | 養成対象 | 実施主体 | |
|--------|-----|--|------------------------------------|--------|---|
| 競技会役員 | | 国民体育大会開催基準要項第 23 項第 2 号に該当する者（競技会の名誉会長、会長、副会長、顧問、参与等） | / | / | |
| 競技役員 | 審判員 | 直接競技の審判に携わる者 | ○ | 県競技団体 | |
| | 運営員 | 要資格運営員 | 直接競技の運営に携わる者（審判員を除く） ※資格を必要とする | | ○ |
| | | その他運営員 | 直接競技の運営に携わる者（審判員を除く） ※資格を必要としない | | ○ |
| 競技補助員 | | 競技役員の補助として、競技会の運営に携わる者 | ○ | | |
| 競技会係員 | | 宿泊、輸送、駐車場等の業務に携わる者 | ○ | 会場地市町村 | |
| 競技会補助員 | | 競技会係員の業務の補助に携わる者 | ○ | | |
| 大会役員 | | 国民体育大会開催基準要項第 23 項第 1 号に該当する者（国民体育大会の名誉会長、会長、副会長、顧問、参与等） | / | / | |

1 第 77 回国民体育大会 競技役員等養成基本方針（平成 27 年 2 月 9 日 第 2 回常任委員会決定）

- 第 77 回国民体育大会（以下、「大会」という。）における競技役員等の養成は、競技会の円滑な運営と本県及び地域スポーツの一層の普及・振興を図り、大会後も各競技の普及・強化につなげるために、次の方針に基づいて計画的に推進する。
- 1 競技会役員等については、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内有資格者により必要人数を確保することを目標として養成する。
 - 2 競技役員等は、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、1 人 1 競技を原則として養成する。
 - 3 競技役員等は、県、会場地市町村及び協議団体等の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。
 - 4 資格が必要な競技役員については、資格取得及び資質の向上が重要となることから、各競技団体ごとに年次別養成計画を確定し養成する。
 - 5 資格がない、競技役員等については、本県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、広く県民に積極的な参加と協力を呼びかけ、各競技会会場及びその周辺において、できる限り確保できるように要請する。

2 第77回国民体育大会 競技役員養成基本計画(平成28年2月15日第5回常任委員会決定)

第77回国民体育大会 競技役員等養成基本計画

第77回国民体育大会の競技運営にあたる競技役員等の養成については、「第77回国民体育大会競技役員等編成基本方針」及び「第77回国民体育大会競技役員等養成基本方針」に基づき、「第77回国民体育大会競技役員等養成基本計画」を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

1 養成対象

競技役員(審判員・運営員)、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員を養成の対象とする。

2 養成団体

- (1) 競技役員(審判員・運営員)及び競技補助員については、競技団体がその養成を行う。
- (2) 競技会係員及び競技会補助員については、会場地市町村が関係団体と十分協議し、その養成を行う。

3 養成事業

- (1) 競技役員(審判員・運営員)の養成事業については、次のとおりとする。
 - ① 県内講師による県内講習会
 - ② 中央及びブロックの競技団体講師による県内講習会
 - ③ 中央及びブロックの競技団体主催の講習会への派遣
 - ④ 中央及びブロックの競技団体主催の大会への派遣
- (2) 競技補助員、競技会係員および競技会補助員の養成事業については、次のとおりとする。
 - ① 県内講師による県内講習会
 - ② 中央及びブロックの競技団体講師による県内講習会

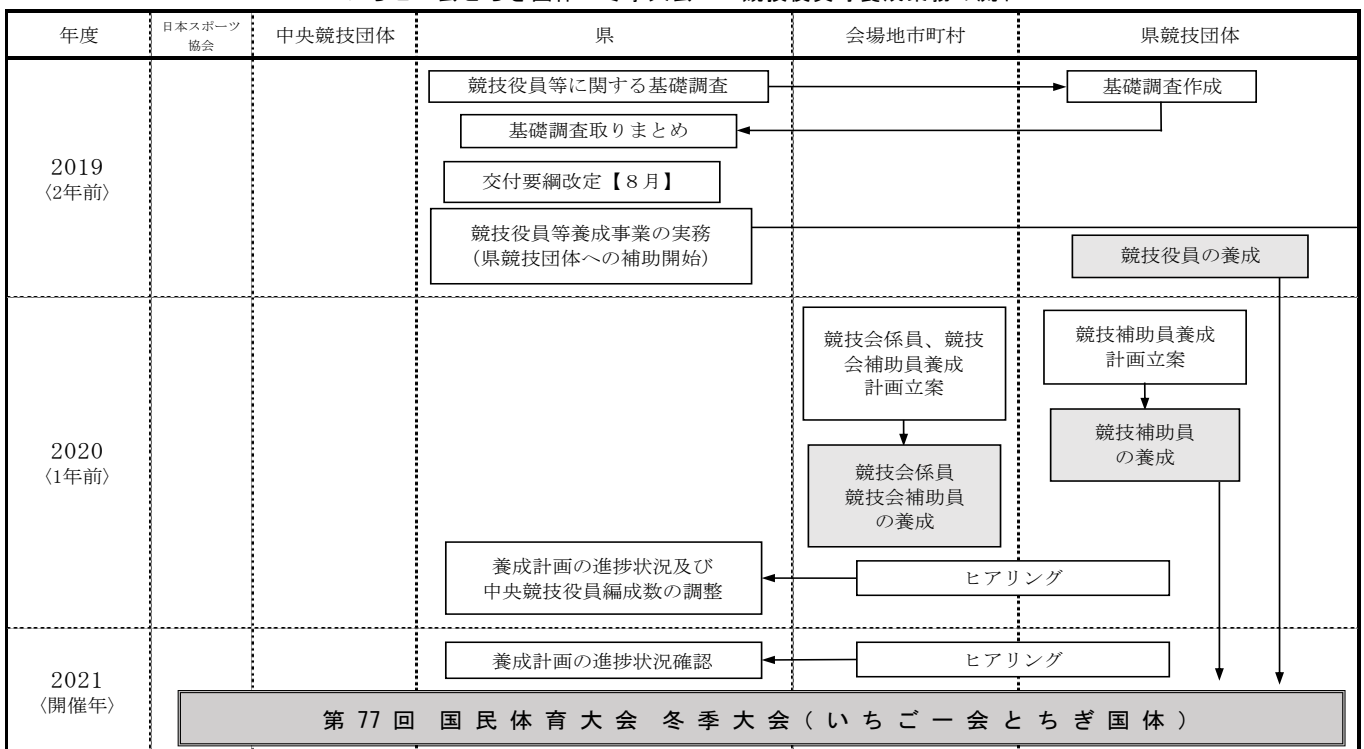
4 養成実施年次計画

| 区分/養成団体 | | | | 年度(開催前年) | | | | | | | | |
|---------|---------|-------------------|-------------------|----------------|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--|--|
| | | | | 28 6年前 | 29 5年前 | 30 4年前 | 31 3年前 | 32 2年前 | 33 1年前 | 34 開催年 | | |
| 競技役員 | 審判員 | 中央講習会等派遣 県内講習会 | 競技団体 | 資格取得、資格維持、資質向上 | | | | | | | | |
| | 運営員 | 要資格 運営員 | 中央講習会等派遣 県内講習会 | 競技団体 | 資格取得、資格維持、資質向上 | | | | | | | |
| | その他の運営員 | 中央講習会等派遣 県内講習会 | 競技団体 | 養成、資質向上 | | | | | | | | |
| 競技補助員 | | 県内講習会 | 競技団体 | 養成、資質向上 | | | | | | | | |
| 競技会係員 | | 県内講習会 | 市町村 | 養成 | | | | | | | | |
| 競技会補助員 | | 県内講習会 | 市町村 | 養成 | | | | | | | | |

5 養成計画

- (1) 競技役員等の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成する。
- (2) 養成計画は、事業の進捗状況をふまえて毎年見直しをする。

いちご一会とちぎ国体 冬季大会 競技役員等養成業務の流れ



*このスケジュールは、必要に応じて改訂する。